

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 178 修正後発事象の性質と取扱いについて

今回は、修正後発事象の性質と取扱いについてご説明いたします。

後発事象は、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象であり、以下の2つに分類されます（76号報告3）。

- 1 修正後発事象：発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象
- 2 開示後発事象：発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

両者を区別する際のポイントは、期末日後に発生した会計事象の原因が期末日現在に存在しているか否かです。

この点、修正後発事象は、発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しています。そのため、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象です。

このような会計事象は、当該決算期の財務諸表に影響を及ぼすことから、重要な後発事象については、財務諸表の修正を行う必要があります（76号報告4（1））。

76号報告では以下のように例示が挙げられています（76号報告4（4））。

- 1 決算日後における訴訟事件の解決により、決算日において既に債務が存在したことが明確となった場合には、単に偶発債務として開示するのではなく、既存の引当金の修正又は新たな引当金の計上を行わなければならない。
- 2 決算日後に生じた販売先の倒産により、決算日において既に売掛債権に損失が存在していたことが裏付けられた場合には、貸倒引当金を追加計上しなければならない。

この他にも、修正後発事象としてたとえば以下のような事項が挙げられます。

- ・ 期末日前に代価未確定で仮単価で処理した仕入・販売価格の決定
- ・ 期末日における正味売却価額で評価した棚卸資産につき、
期末日後において実際に販売されたときの販売価格
- ・ 工事進行基準が適用される工事契約につき、期末日後における
工事収入総額、工事原価総額、期末日における工事進捗度に係る見積りの著しい変更等

金融商品取引法に基づく監査報告書日までに発生した修正後発事象は、
その影響を反映させるため、財務諸表を修正します。

ただし、修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に
発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、
計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は注記することとし、
開示後発事象に準じて取り扱うものとされています（76号報告4（2））。

参考基準等

76号報告：監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」